

社会福祉法人一宮市社会福祉事業団行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年6月1日～令和8年5月31日までの5年間

2 内容

(1) 男性職員の育児休業・子育て目的の休暇取得制度の周知

(ア) 子どもの出生時における父親の特別休暇制度の周知に努めます。

(イ) 職場の意識改革を進め、諸制度を利用しやすい職場環境の醸成に努めます。

(ウ) 男性職員の育児休業の取得状況が女性に比べ極めて少ない現状から、特に男性職員への制度の周知に努め、1か月以上の取得を推奨します。

<対策>

●令和3年6月～ 現状の把握

●令和3年8月～ 上記事項の周知を図る

(2) 職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするための方策

(ア) 施設長会等の場において、年次休暇の取得促進を周知徹底し、職場の意識改革を進めます。

(イ) 管理職員は、部下の年次休暇の取得状況を常に把握し、年次休暇を年間8日以上を取得するよう働きかけます。

(ウ) 夏期休暇と併せて年次有給休暇の連続取得を推奨し、職員の休暇取得に対する意識を高める。

<対策>

●令和3年6月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

●令和3年7月～ 計画的な取得に向けた管理職への周知及び有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況の取りまとめなどによる取得促進のための取り組みの開始